



職員の処分について

概要説明

令和2年4月20日(月)次のとおり処分しました。

対象者：総務部徴収対策課 主任49歳

概要：令和2年3月5日から同年4月3日までの無断欠勤21日

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号により懲戒処分

停職6月

問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)

人事室 担当 田中 (内線 320)、川上 (内線 324)